

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 7 月 4 日
【会社名】	椿本興業株式会社
【英訳名】	TSUBAKIMOTO KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 椿 本 哲 也
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田 3 丁目 3 番20号
【電話番号】	06-4795-8803
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 春 日 部 博
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田 3 丁目 3 番20号
【電話番号】	06-4795-8803
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 春 日 部 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 椿本興業株式会社東京本社 (東京都港区港南 2 丁目16番 2 号) 椿本興業株式会社名古屋支店 (名古屋市東区東桜 1 丁目14番11号) 椿本興業株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸 2 丁目15番10号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第113回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき 金10円

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,020,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,020,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとなすことができるよう、条文を新設する。
2. 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員の範囲が変更されたことに伴い、条文の一部を変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、椿本哲也、石関春夫、春日部 博、伊藤弘幸、北村 完、香田昌司、新 健一、二宮秀樹を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、山北 薫、大河原 治、牛田雅也、山本直道を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、植野禎仁を選任する。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役および監査役の報酬額を月額から年額に変更し、取締役の報酬額を年額31,200万円以内(うち社外取締役分年額1,800万円以内)、監査役の報酬額を年額8,400万円以内と改定する。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第 1 号議案	26,197	5	0	98.68	可決
第 2 号議案	26,186	16	0	98.64	可決
第 3 号議案					
椿本 哲也	26,182	20	0	98.63	可決
石関 春夫	26,182	20	0	98.63	可決
春日部 博	26,184	18	0	98.63	可決
伊藤 弘幸	26,182	20	0	98.63	可決
北村 完	26,184	18	0	98.63	可決
香田 昌司	26,172	30	0	98.59	可決
新 健一	26,184	18	0	98.63	可決
二宮 秀樹	26,174	28	0	98.60	可決
第 4 号議案					
山北 薫	26,036	168	0	98.07	可決
大河原 治	26,025	179	0	98.03	可決
牛田 雅也	21,753	4,451	0	81.94	可決
山本 直道	26,134	70	0	98.60	可決
第 5 号議案					
植野 禎仁	26,181	23	0	98.61	可決
第 6 号議案	26,155	48	0	98.52	可決

(注) 各決議事項の可決要件は次のとおりです。

- ・第 1 号議案および第 6 号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第 2 号議案は議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成です。
- ・第 3 号議案、第 4 号議案および第 5 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上